

仙台・福島・山形三市周遊ゴールデンルート作成事業 プロポーザル実施要領

第1 募集事項

1 委託業務名

仙台・福島・山形三市周遊ゴールデンルート作成事業

2 事業目的・委託期間・業務内容

別紙「仙台・福島・山形三市周遊ゴールデンルート作成事業 仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 仙台・福島・山形市内に本店または支店（支社）、営業所があること。
- (2) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (3) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
なお、本委託業務は旅行者に限定するものではないが、ツアー実施に係る業務については、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく第1種又は第2種の旅行業登録がなされている者が行うこととして企画提案を行うこと。
- (4) 仙台市有資格者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (7) 現在の主たる事業所所在市町村の市町村税の滞納がないこと。

第3 スケジュール

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和5年6月23日（金） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和5年7月3日（月）12：00まで |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和5年7月6日（木） |
| (4) 参加表明書・企画提案書の提出期限 | 令和5年7月12日（水）12：00まで |
| (5) 企画提案書の選考（※書面審査） | 令和5年7月19日（水） |
| (6) 企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査） | 令和5年7月24日（月）～28（金）（予定） |
| (7) 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和5年7月下旬 |
| (8) 契約締結及び業務開始 | 令和5年8月上旬 |

※ 書面審査は、提案事業者が多数の場合に実施する。

※ プレゼンテーション審査は、対面による実施を予定。

■ プレゼン 10分、質疑応答 10分、入替 5分

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和5年7月3日（月） 12:00 まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「仙台・福島・山形三市周遊ゴールデンルート作成事業への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で仙台市東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「5 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、以下日程に仙台市ホームページに掲載する。

令和5年7月6日（木）

2 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号） 1部
- ② （※1）類似業務受注実績（様式第3号） 4部
・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ （※2）企画提案書 4部
（任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可。※見積書含む）
- ④ 会社概要 1部
- ⑤ 市税の滞納がないことの証明書 1部
※ 「市税の滞納がないことの証明書」は各市（仙台市では区役所および総合支所）税務関係の窓口にて請求すること。

(2) 提出期限

令和5年7月12日（水） 12:00 まで

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。なお、（※1）類似業務受注実績及び（※2）企画提案書については、電子ファイル（PDF形式）も提出すること。いずれも上記提出期限を厳守するよう注意すること。

(4) 提出先

「5 提出先」のとおり。

3 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、三市の観光に関する現状分析等

(4) 業務の全体計画

① 業務全体の流れ、基本方針（フロー図等を用いて）

② 業務の実施体制

③ 業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

① 調査・及びモデルコースの設定

- ・調査手法について具体的に記載されているか
- ・調査を踏まえたターゲット設定が適切に記載されているか
- ・モデルコースの考え方が具体的に記載されているか
- ・モデルコースの設定手法が具体的に記載されているか

② 旅行商品等の造成・販売・プロモーション

- ・造成する商品の方向性が具体的に記載されているか
- ・販売目標数値が適切な数値であるか
- ・プロモーションの手法が効果的なものか
- ・情報のリーチ数の目標値が適切なものであるか
- ・実績の把握、効果検証の手法が具体的に記載されているか
- ・三市それぞれの見込み実績が適切な数値であるか

(6) 見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）

上記（5）業務内容別に区分し、さらに取組みごとに金額を記載すること

4 企画提案書作成に関する留意点

(1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。

(3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

5 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1 仙台市役所本庁舎4階

仙台・福島・山形三市観光・物産広域連携推進協議会事務局（仙台市文化観光局東北連携推進室内）

熊谷・小山

電話番号 022-214-8482 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日

令和5年7月24日（月）～28日（金）のいずれか

(2) 実施会場（予定）

仙台市役所本庁舎5階 文化観光局第二会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

(3) 実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、25分以内（説明10分、質疑応答10分、入れ替え5分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類のみに基づいてプレゼンテーションを行うこと。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。なお、(1)については提案内容を総合的に判断することとする。

(1) 業務の実施能力（配点 20 点）

- ① 与件の整理が適切になされているか
- ② 三市の観光に関する現状分析が適切に理解できているか
- ③ 事業全体の方向性・スケジュール・実施体制（類似業務受注実績）が本委託業務を安定的かつ確実に遂行できるものであるか。
- ④ 見積書の金額が提案内容と整合性が取れており合理的なものであるか

(2) 調査及びモデルコースの設定（配点 35 点）

- ① 調査の手法が具体的かつ効果的に記載されているか
- ② ターゲット設定の手法が具体的かつ効果的に記載されているか
- ③ モデルコースの考え方が具体的かつ効果的に記載されているか
- ④ モデルコース設定の手法が効果的かつ具体的に記載されているか

(3) 旅行商品の造成・販売・プロモーション（配点 45 点）

- ① 造成する商品の方向性について具体的かつ効果的に記載されているか
- ② 販売目標数値が具体的かつ効果的であり、適切な数値か
- ③ プロモーションの手法が具体的かつ効果的か
- ④ 情報のリーチ数の目標数値が具体的かつ効果的な数値か
- ⑤ 実績把握・効果検証の手法が確実に把握できる内容であり、具体的かつ効果的か
- ⑥ 三市それぞれの見込み実績が確実に把握できる内容であり、適切な数値であるか

4 受託候補者の決定通知

- (1) 審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。
- (2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）で問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 提案上限額

4,400,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第7 その他

第5により選定した委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。